

障がい者の雇用義務について

障がい者を雇用しなければいけない事業主の範囲がどんどん拡大されています。今回は馴染みがなく、かつなかなか分かりにくい「障がい者の雇用義務」について簡単に整理いたします

① 法定雇用率

すべての会社は従業員数の2%にあたる数の障がい者を雇う義務があります。これを法定雇用率といいます。ただし1人未満は切り捨てになりますので、実際は50人以上の会社が対象です。

② 障害者雇用納付金（はらう）／障害者雇用調整金（もらう）

従業員数が200人を超え、かつ「①」の法定雇用率を達成していない会社は、足りていない分につき、1人あたり月額5万円を納めなければいけません（※今年の4月から100人を超える企業に対象が拡大されます）。これを障害者雇用納付金といいます。

一方、達成している場合は超えている分につき、1人あたり月額2万7千円が支給されます。これを障害者雇用調整金といいます。

③ 雇用しなければならない障がい者とは

法定雇用率の対象となるのは「**身体障がい者**」「**知的障がい者**」「**精神障がい者**」の3区分です。それぞれ身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳などで障害の状態を確認します。

※このほかにも色々決まりがあります。詳しくは当事務所にお問い合わせください。

☆ 編集後記 ☆

春に引き続きまたまたやっちゃいました(>_<)
吹田商工会議所の年末行事での「ももクロ」アトラクション!今回は吹田市のゆるキャラ「すいたん」も特別参加し、会場は大いに盛り上がりました(笑)
このメンバーとのアトラクションもこれで最後。寂しい気持ちと同時に、意外とコスプレが嫌いじゃない自分に気がついた今日この頃でした。



今回の私はグリーンです

みらい労働法務事務所

〒530-0053

大阪市北区末広町3-21扇町センタービル6F

Tel: 06-6809-5092

Fax: 06-6809-5093

e-mail info@mirai-sr.com

URL http://mirai-sr.com



代表社会保険労務士
谷口 史晃